



公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団 第28回「全国児童 水辺の風景画コンテスト」

農林水産大臣賞 「大漁だ！」

徳島県 吉野川市立西麻植小学校3年 笠岡大志さん

CONTENTS

国際捕鯨委員会 (IWC) 第 66 回総会について	2
	資源管理部 国際課
大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第 20 回特別会合(年次会合)について	4
	資源管理部 国際課
第 17 回日中漁業共同委員会について	6
	資源管理部 国際課
平成28年11月分のプレスリリース	8

国際捕鯨委員会(IWC)第66回総会について

資源管理部 国際課

はじめに

平成28年10月24日(月曜日)から28日(金曜日)まで、スロベニアのポルトロージュにおいて、67ヶ国が参加して第66回国際捕鯨委員会(IWC)総会が開催されました。議長はマイニーニ・スイス政府代表が務め、我が国からは、森下丈二日本政府代表(東京海洋大学教授)、香川謙二農林水産省顧問、諸貫秀樹水産庁資源管理部国際課漁業交渉官、田中一成外務省経済局漁業室長をはじめとする政府代表団に加え、金子恭之衆議院議員、伊東良孝衆議院議員、野田国義参議院議員、地方自治体関係者が出席しました。

IWCは、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約(ICRW)に基づき設立された国際機関であり、現在88ヶ国が加盟しています。IWCでは長い間、鯨類の持続的な利用を支持する国とそれを認めない反捕鯨国との意見が両極化しており、双方の対立によって効果的な意思決定がなされない状況が続いています。

主な結果(概要)

1. 鯨類科学調査

- 新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)については、豪州・NZ等の反捕鯨国が、前回総会の決議(総会による評価の前に調査を開始しないよう要請)に従わずに調査を開始したことを非難。
- 第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)については、米国・豪州・NZ等より、致死的手法の必要性や同調査の意義を否定する発言。
- これらに対し、我が国より、手続的及び科学的な正当性を主張し、議論は平行線のまま終了。

2. 鯨類科学調査に関する豪州・NZ決議

- 総会がその下に新たに設置される作業部会の助言を得て、鯨類科学調査計画(北西太平洋の新調査計画案や、昨年度から実施している新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)の中間・最終評価)について意見を表明することを決定する内容。ただし、国際捕鯨取締条約の関連規定に基づく科学委員会による現行の評価手続を変更するものではない。
- 投票の結果、EU・米国等の反捕鯨国の賛成により採択。(賛成34票、反対17票、棄権10票)
- 我が国は、本決議が、鯨類科学調査に関する特別許可発給を不当に制限するとともに、評価の公平性や科学的根拠が損なわれる可能性があることから、こうした問題点を指摘した上で反対票を投じ、決議採択後も、この旨を明確に表明。

3. 南大西洋サンクチュアリ(鯨類保護区)設置提案

- サンクチュアリ設置に係る国際捕鯨取締条約附表修正提案(採択には4分の3の多数が必要)は、投票に付された結果、賛成38票、反対24票、棄権2票で否決。

4. 海上の安全

- 我が国の調査船団に対するシー・シェパードによる妨害の経緯や実態を説明し、各締約国政府に危険な妨害を防止するための実効性のある対策を要請。
- これに対し、豪州・オランダ・米国等より、海上の安全確保は重要であるとしつつ、調査船団と抗議団体の双方が国際法等関係法令に基づき適切に対応することが重要であると発言。

5. 我が国沿岸小型捕鯨

- 我が国より、本件を巡る賛否対立の根本的理由について議論することを提案。アイスランド・ノルウェー等が我が国提案を支持。
- 豪州・NZ・モナコ等は、①商業捕鯨モラトリアムの継続を支持する、②新たな捕鯨のカテゴリーは受入不可である、③情勢の変化に伴いIWCの目的は鯨類保護に変容している旨発言。
- 我が国より、本件を巡る意見対立の根本的理由はIWCの全体に関わる問題なので、別議題である「IWCの将来」(下記6.参照)において議論を継続したい旨提案し、受け入れられた。

6. IWCの将来

- 我が国より、次回総会までの閉会期間中に、鯨類に対する根本的な意見の違いを踏まえた今後のIWCの道筋に関して、透明性のある形で議論を実施することを提案。
- 今後、我が国提案をたたき台とし、具体的な進め方も含め関係国から意見を聞きながら進めていくこととなった。

7. 食料安全保障に関する決議

- コンセンサスを得られる見込みがないため、次回総会での採択を目指し、継続審議とすることを決定。

8. 途上国支援基金の創設に関する決議

- コンセンサスを得られず、投票に付された結果、賛成多数の支持により、採択。(賛成30票、棄権31票)

なお、次回総会は、2018年にブラジルで開催されることが決まり、新議長には我が国の森下代表が、副議長にはスロベニアのビビッチ政府代表が全会一致で選出されました。今後、我が国は議長国として、積極的にIWCでの議論を主導していきます。



第66回 総会の様子①



第66回 総会の様子②

大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)第20回特別会合(年次会合)について

資源管理部 国際課

はじめに

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) は、大西洋における高度回遊性魚種 (マグロ、カツオ及びカジキ類) の保存管理を目的とする地域漁業管理機関であり、年次会合を開催して保存管理措置を決定しています。加盟国・地域は、日本、米国、カナダ、ブラジル、中国、南アフリカ、EU 等の 51 加盟国・地域です。

2016 年 11 月 14 日 (月曜日) から 21 日 (月曜日) まで、ポルトガルのヴィラモウラにおいて ICCAT 年次会合が開催されました。我が国からは、太田水産庁資源管理部審議官 (我が国代表)、宮原農林水産省顧問をはじめ、水産庁、外務省、経済産業省、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び漁業関係団体の関係者が出席しました。今年の年次会合の主な結果は次のとおりです。

1. 大西洋クロマグロの保存管理措置

大西洋クロマグロについては、2014 年の年次会合において、東資源については、2017 年まで段階的に TAC を増加させることが、西資源については、2015 年及び 2016 年の TAC を 2,000 トンとすることが合意されてきました。今年の ICCAT 科学委員会 (SCRS) では、東資源について、2014 年に合意した TAC の範囲内であれば増加させても資源の回復に悪影響を与えないとされたことから、2014 年の合意に従い、現在の 19,296 トン (うち日本の割当は 1,608.21 トン) の TAC を 2017 年に 23,155 トン (うち日本の割当は 1,930.88 トン) に増加させることが確認されました。また、西資源については、今年の SCRS では、TAC を 2,250 トンまで増やしても資源は減少しないとする 2014 年の勧告を変更する必要はないとされたことから、現行 2,000 トン (うち日本の割当は 345.74 トン) の TAC を 2017 年も継続するとされました。

2. ビンナガの保存管理措置

南資源については、これまでと同じ TAC を 2020 年 (次回の資源評価実施年) まで適用することが合意され、日本の割当はこれまでと同様の 1,355 トンとされました。一方でブラジル等から毎年 200 トンの移譲を受けることとなったことから、日本の実質的な年間の割当は 1,555 トンとなりました。

北資源については、2017 年及び 2018 年については現行の TAC と同じとするが、2018 年の年次会合において、2019 年及び 2020 年の TAC を検討することとなりました。なお、我が国に対しては、北ビンナガの漁獲をメバチ漁獲重量の 4% 以内に収める努力義務が引き続き適用されることとなりました。

3. ヨシキリザメの保存管理措置

北資源については、総漁獲量 3.9 万トン (2011 年～2015 年の平均総漁獲量) を基準として、2 年間の平均総漁獲量がこれを超過した場合には、次回の資源評価 (2021 年に実施予定) の結果を踏まえて追加的な管理措置を検討することとし、南資源については、当該資源評価の結果を踏まえて適切な管理措置を検討することが採択されました。

4. その他の事項

次回の年次会合は、2017年11月にマラケシュ（モロッコ）で開催される予定です。

おわりに

2014年の合意に基づき、東大西洋クロマグロのTACを増加させるとともに、ビンナガについては、現在のTACを維持することとなりました。資源状態が良好な大西洋クロマグロやビンナガが示すように、しっかりとした資源管理に取り組めば資源は回復することが期待されます。我が国としては、世界有数のマグロの漁業国・消費国として、資源の持続的利用のため、引き続きリーダーシップを発揮して対応していきます。



会場の外観



第20回特別会合の様子

第17回日中漁業共同委員会について

資源管理部 国際課

はじめに

平成28年11月21日（月曜日）から11月23日（水曜日）まで廈門（中華人民共和国）で開催した「第17回日中漁業共同委員会 第2回準備会合」に引き続き、11月24日（木曜日）に「第17回日中漁業共同委員会」を開催しました。

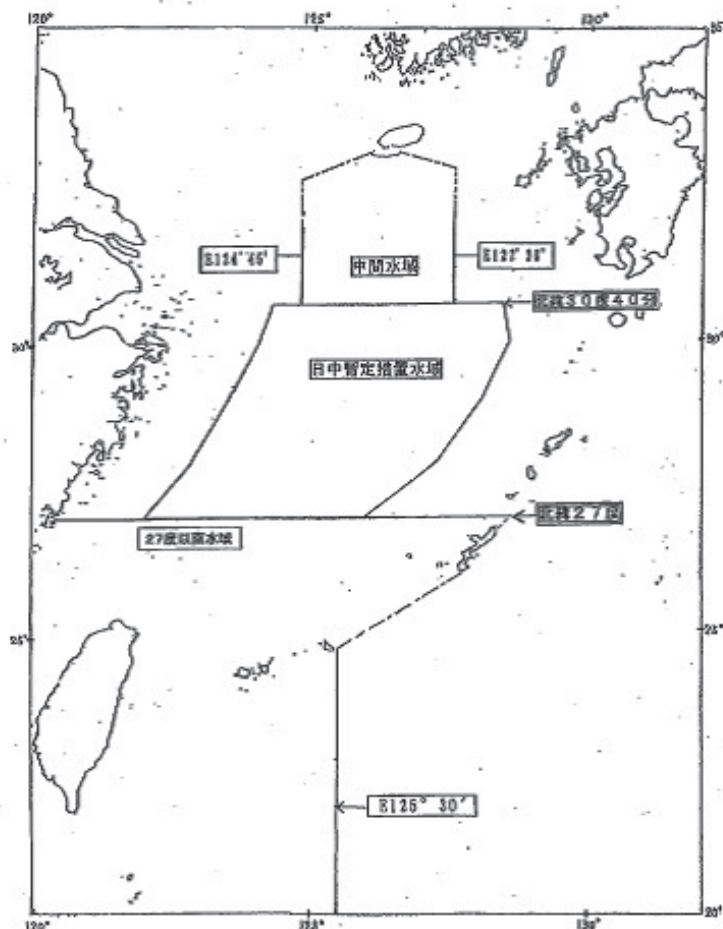
第17回日中漁業共同委員会（日本側政府代表：長谷成人水産庁次長、四方敬之外務省アジア大洋州局参事官、中国側政府代表：張顕良（チョウ・ケンリョウ）農業部漁業漁政管理局長、王小龍（オウ・ショウリュウ）外交部辺海司副処長）では、2016年漁期の相互入漁における操業条件や、東シナ海の資源の保護の推進等について合意されましたので、その結果概要についてお知らせいたします。

日中漁業委員会

「日中漁業共同委員会」は、「日中漁業協定」に基づき設置されたもので、毎年、日中間の相互入漁の操業条件や、暫定措置水域の資源管理措置等について協議し、両国政府へ勧告等を行っています。

「日中漁業共同委員会 準備会合」は、日中漁業共同委員会の下部機構として設置されたもので、日中漁業共同委員会の開催に向け、事前協議を行うものです。

日中漁業協定水域図



日中漁業協定の概要

日本及び中国が1996年に国連海洋法条約を批准したことを契機として、沿岸国主義を前提とする協定の締結に向け協議を行った結果、2000年6月に現行の日中漁業協定が発効しました。その内容は、毎年、日中間の相互入漁の操業条件、暫定措置水域の資源管理等について協議し、両国政府への勧告を行うというものです。

相互入漁による漁獲割当量は、毎年削減しており、2002年から両国の漁獲割当量が等しくなるとともに、許可隻数についても、2007年から等しくなりました。

暫定措置水域の資源管理措置については、2001年12月の第3回日中漁業共同委員会において合意されて以降、毎年見直しを行い、これに基づき日中双方で暫定措置水域において操業する漁船の隻数や、漁獲量の上限の努力目標値を決め、資源管理措置を実施することとなっています。

協議の結果

協議の結果の概要は以下のとおりです。

1. 我が国 EEZ における中国いか釣り漁船の操業条件等

下記により、我が国いか釣り漁船の円滑な操業を確保

- ・ 我が国漁船と中国漁船との船間距離 3 マイルについて中国漁船に対し指導
- ・ 中国いか釣り漁業の漁船隻数、漁獲割当量の削減（前年比 8 隻減、621 トン減）

2. 東シナ海の資源の保護の促進

- ・ 中国の無許可漁船の根絶対策の促進
- ・ 暫定措置水域における中国の許可漁船の隻数及び漁獲量上限の努力目標値の削減（前年比 193 隻減、18,372 トン減）
- ・ 暫定措置水域における中国まき網漁業の漁獲量上限の努力目標値の新設（中国まき網漁業の努力 266,000 トン）
- ・ 中国の虎網漁船等の管理強化（隻数の凍結及び今後の削減等）の継続

3. 参考（2016 年の操業条件）

(1) 相互入漁（相手国 EEZ での操業）

<我が国漁船>

- ・ 総 隻 数 : 290 隻（前年比 8 隻減）
- ・ 総漁獲割当量 : 8,720 トン（同 621 トン減）
- ※中国 EEZ での日本漁船の操業はない。

<中国漁船>

- ・ 総 隻 数 : 290 隻（前年比 8 隻減）
 - ・ 総漁獲割当量 : 8,720 トン（同 621 トン減）
- 〔 うち、底曳き網漁業 : 隻数 : 240 隻、漁獲割当量 : 5,200 トン
いか釣り漁業 : 隻数 : 50 隻、漁獲割当量 : 3,520 トン 〕

(2) 暫定措置水域における操業隻数と漁獲量の上限目標値

- ・ 日本 : 800 隻以内（前年同） 、 109,250 トン（前年同）
- ・ 中国 : 17,307 隻以内（前年比 193 隻減）、1,644,000 トン（前年比 18,372 トン減）
（うち、まき網漁業 266,000 トン）

発表年月日	発表事項名	担当課
H28.11.1	「2016年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（秋季沿岸域調査）」の終了について	国際課
H28.11.7	「日キリバス漁業協議」の結果について	国際課
H28.11.8	「第1回琵琶湖保全再生推進協議会」の開催及び一般傍聴について～国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全・再生に向けて～	計画課
H28.11.8	国際原子力機関（IAEA）の海洋モニタリングの専門家の来日について	研究指導課
H28.11.9	新北西太平洋鯨類科学調査計画案の提出について	国際課
H28.11.11	「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）第20回特別会合（年次会合）」の開催について	国際課
H28.11.16	「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証事業団体の取組内容の発表について	企画課
H28.11.16	「水産政策審議会 第80回 資源管理分科会」及び「水産政策審議会 第65回 企画部会」の開催及び一般傍聴について	漁政課
H28.11.18	「2016年度新南極海鯨類科学調査」の実施について	国際課
H28.11.18	「第17回 日中漁業共同委員会 第2回準備会合」及び「第17回 日中漁業共同委員会」の開催について	国際課
H28.11.22	「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）第20回特別会合（年次会合）」の結果について	国際課
H28.11.24	「第17回 日中漁業共同委員会 第2回準備会合」及び「第17回 日中漁業共同委員会」の結果について	国際課
H28.11.25	「日ロ漁業委員会 第33回 会議」の開催について	国際課
H28.11.25	「南東大西洋漁業機関（SEAFO）第13回 年次会合」の開催について	国際課
H28.11.29	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る日本海西部ブロックへの注意報の発出について	管理課

編集後記 窓辺のカーテン

今年も早いもので、残すところあと僅かとなりました。
 今年1年、「漁政の窓」をお読み頂き、誠に有り難うございました。
 今後とも、皆様の声を大切に、より満足頂ける誌面作りに取り組んで参ります。引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。
 皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。
 「漁政の窓」では、皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。
 ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>